

## §7 国際契約書

- (1) ウイーン売買条約とユニドロワ原則
- (2) インコタームズ条項
- (3) 再検査と品質保証期間
- (4) 不可抗力条項
- (5) 準拋法条項
- (6) 紛争処理条項
- (7) 完全合意条項
- (8) 契約言語条項

### (1) ウイーン売買条約とユニドロワ原則

	ウィーン売買条約	ユニドロワ原則
不誠実な交渉・合意意図のない交渉	—	○損害賠償責任を負う
定型書式による契約	—	○定型書式を提供した側に不利な判断
契約違反の予測	○相手の契約違反が予想される場合、契約履行の停止、履行前での契約解除が可能	—
検査と不適合の通知	○最長2年だけで、具体的な期限なし	—
支払義務の発生	○当事者が別段の合意をしない限り、買主は、物品を検査する機会を有するときまで、代金支払いの義務を負わない	—

## (1)ウイーン売買条約とユニドロワ原則

### ユニドロワ原則では..

支払遅延の場合、銀行の最優遇短期貸出金利の平均的利率で利息を計算

- ・買手が代金支払いを遅延しても、輸出側が銀行に代わって、買手に融資しているのと同じになってしまう。



## (1)ウイーン売買条約とユニドロワ原則

### ウイーン売買条約オプトアウト条項

輸出契約書の記載例

「この契約には、  
国際物品売買に関する国際連合条約  
の適用を一切排除する。」



## (2) インコタームズ条項

### インコタームズ条項

#### 契約書の記載例

「この契約には、国際商業会議所が定めている、  
最新版のインコタームズを適用する。」



## (2) インコタームズ条項

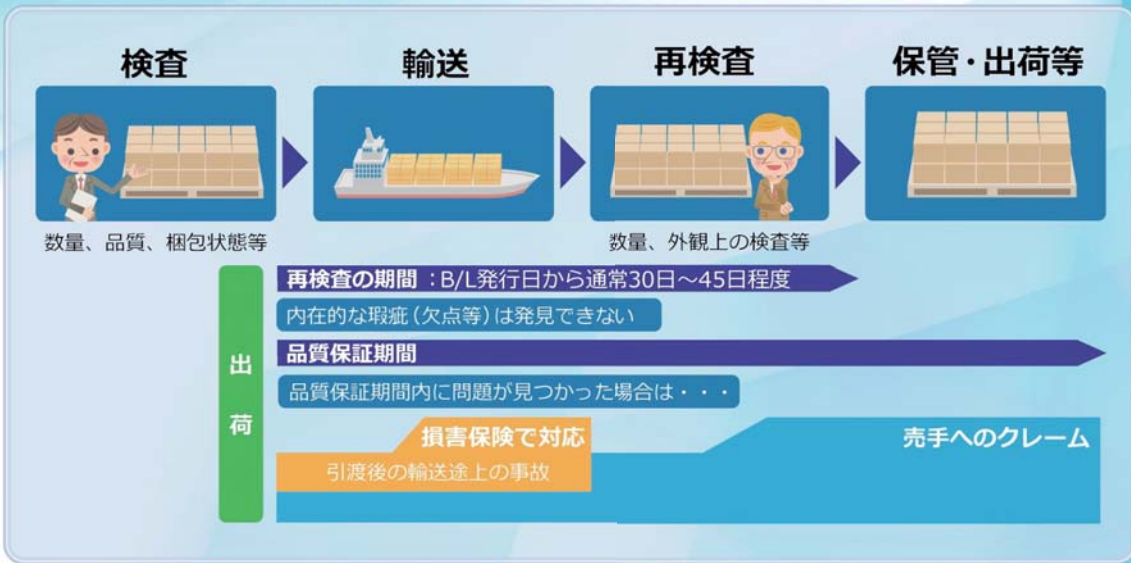
### インコタームズ条項

#### 契約書の記載例

「この契約には、国際商業会議所が定めている、  
最新版のインコタームズを適用する。」



### (3)再検査と品質保証期間



### (4)不可抗力条項

#### 不可抗力の事態とは？

契約当事者の力では到底制御できない事態のこと (Force Majeure)

#### 一般的な例

- ・ 自然災害
- ・ 暴動
- ・ 戦争
- ・ ゼネスト (ゼネラル・ストライキ)
- ・ 内乱
- ・ 政府による突然の規制 等



## (4) 不可抗力条項

### 不可抗力の事態が発生した場合

- ・ 契約履行ができなくなった場合、一定期間契約の履行を遅らせるか、一定期間（通常、半年程度）が過ぎても、なお契約履行不能の状態が続いているときは、無条件（損害賠償請求等は無し）で、契約を終結させることができる。



## (5) 準拠法条項

### ウィーン売買条約規定（第7条）

「本条約において明示的に解決されていないものについては、この条約の基礎を成す一般原則に従い、またはこのような原則がない場合には、**国際私法の準則（＝準拠法）**により適用される法に従って解決する。」



## (5) 準拠法条項

ウィーン売買条約の適用を排除せず、準拠法を日本法とした場合

- ・ ウィーン売買条約、ユニドロワ原則、日本法の順番で該当するものが適用される。

ウィーン売買条約の適用を排除して、準拠法を日本法とした場合

- ・ 日本法のみが適用される。



## (6) 紛争処理条項

### 紛争処理条項

- ・ **戦わないための契約書にするために、最も重要な条項**
- ・ 仲裁条項が書いてあれば、裁判所に持って行っても、「この契約に関わる紛争は、仲裁で解決すると書いてある」として門前払いをしてくれる。
- ・ どの国を仲裁地とするかは契約交渉の最重要事項。

## (6)紛争処理条項

### 紛争処理条項

- ・ **戦わないための契約書にするために、最も重要な条項**
- ・ 仲裁条項が書いてあれば、裁判所に持って行っても、「この契約に関わる紛争は、仲裁で解決すると書いてある」として門前払いをしてくれる。
- ・ どこの国を仲裁地とするかは契約交渉の最重要事項。

## (7)完全合意条項

### 完全合意条項

- ・ 契約合意に至る商談の過程で、それまでに交したデータや資料を盾に契約内容を蒸し返されることを防ぐための条項



## (8) 契約言語条項

### 契約言語条項

- ・ 契約書が何処の国の言語で作成されたかを記載する条項

#### 契約書の記載例

「この契約は、(〇〇)語で一式2部を作成し、売主買主双方が各1部を保有する。

この契約は、売主買主双方の正当に授権された代表者により署名した日  
(いずれか遅い日)より発効するものとし、有効期間は(××)年(×)月(×)日までとする。」

## (8) 契約言語条項

### 契約言語条項

- ・ 契約書が何処の国の言語で作成されたかを記載する条項

#### 契約書の記載例

「この契約は、(〇〇)語で一式2部を作成し、売主買主双方が各1部を保有する。

この契約は、売主買主双方の正当に授権された代表者により署名した日  
(いずれか遅い日)より発効するものとし、有効期間は(××)年(×)月(×)日までとする。」